

## 薬局開設許可申請書

薬局の名称		
薬局の所在地		
薬局の構造設備の概要	薬局の構造設備の概要のとおり	
調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務を行う体制の概要	薬局の業務体制の概要のとおり	
医薬品の販売又は授与を行う体制の概要	薬局の業務体制の概要のとおり	
（法人にあつては）薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名		
通常の営業日及び営業時間		
相談時及び緊急時の連絡先		
薬剤師不在時間の有無	有	無
特定販売の実施の有無	有	無
健康サポート薬局である旨の表示の有無	有	無
申に責任を有するにあつては、薬事に関する格条項業務	(1) 法第75条第1項の規定により許可を取り消され、取消の日から3年を経過していない者	
	(2) 法第75条の2第1項の規定により登録を取り消され、取消の日から3年を経過していない者	
	(3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、3年を経過していない者	
	(4) 法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から2年を経過していない者	
	(5) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者	
	(6) 精神の機能の障害により薬局開設者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	
	(7) 薬局開設者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者	
備考		

上記により、薬局開設の許可を申請します。

年 月 日

住 所〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地 〕

氏 名〔 法人にあつては、名称及び代表者の氏名 〕

TEL

FAX

担当者名

福島県知事

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 相談時及び緊急時の連絡先欄には、原則として電話番号を記載し、必要に応じてメールアドレス等も記載すること。
- 4 申請者の欠格条項の(1)欄から(7)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)欄及び(2)欄にあつてはその理由及び年月日を、(3)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(4)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。また、(6)欄に該当するおそれがある者については、同欄に「別紙のとおり」と記載し、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を添付すること。

## 薬局の構造設備の概要

全 構 造	敷地内建物配置図	別紙図面のとおり			
	建物の構造	木造・鉄筋・モルタル・( )造り____建ての____階 ビルの場合 ( )			
薬 局	面積	_____m <sup>2</sup>			
	天井の種類	コンクリート・モルタル・板張り・石膏ボード・( )			
	床面の種類	コンクリート・モルタル・板張り・タイル・( )			
	採光 (人工照明の種類)	蛍光灯_____W_____本	換 気	自然換気・空調・換気扇	
		電光灯_____W_____本		( )	
	薬局の平面図	別紙図面のとおり			
	要指導医薬品陳列区画	講じた措置 ( )			
	第1類医薬品陳列区画	講じた措置 ( )			
	指定第2類医薬品陳列場所	別紙図面のとおり			
	要指導医薬品又は一般用医薬品陳列・ 交付場所の閉鎖	閉鎖方法 ( )			
情報提供設備	( )ヶ所				
調 剤 室	面積	_____m <sup>2</sup> (再掲)			
	天井の種類	コンクリート、モルタル、板張り、石膏ボード・( )			
	床面の種類	コンクリート、モルタル、板張り、タイル・( )			
	採光 (人工照明の種類)	蛍光灯_____W_____本	換 気	自然換気・空調・換気扇	
		電光灯_____W_____本		( )	
	調剤試験設備器具	別記のとおり			
調剤室の平面図	別紙図面のとおり				
冷暗貯蔵設備	冷暗貯蔵設備	奥行cm 幅 cm 高さcm	型式_____	容量_____L	
毒薬貯蔵設備	毒薬貯蔵設備	奥行cm 幅 cm 高さcm	材質 スチール・木製		
その他の設備					
備考					

(記入上の注意)

1. 建物の構造欄は該当するものを○で囲み、建物における店舗の位置を「3階建ての1階」等と記載すること。
2. 薬局の面積欄は、薬局全体の面積を記載すること。
3. 天井、床面の種類欄は、該当するものを○で囲むこと。その他の場合、( )内にその種類を記載すること。
4. 冷暗貯蔵設備、毒薬貯蔵設備について、店舗又は調剤室の平面図にその位置を図示すること。
5. その他の設備には、放射性医薬品の貯蔵設備等を記載すること。
6. 備考欄には、その他参考となる事項を記載すること。

## 薬局の業務体制の概要

薬局の名称 \_\_\_\_\_

### 1 通常の開店時間等

※ 開店時間とは、営業時間のうち特定販売のみを行う時間を除いた時間をいい、実店舗が開店している時間を指すこと。

週当たりの開店時間等	
薬局の開店時間	1) 時間
・要指導医薬品又は一般用医薬品を販売する開店時間	2) 時間
・要指導医薬品又は第一類医薬品を販売する開店時間	3) 時間
・要指導医薬品を販売する開店時間	4) 時間
・第一類医薬品を販売する開店時間	5) 時間
情報提供するための設備 (要指導医薬品及び第一類医薬品の情報提供等するための設備)	6) カ所

### 2 通常の調剤及び要指導医薬品又は一般用医薬品の販売等に従事する薬剤師及び登録販売者の勤務状況

※ 勤務時間数は、週当たりの各専門家の勤務時間数の総和とし、特定販売のみに従事する勤務時間数は含まないこと。

薬局の管理者・その他の薬剤師又は登録販売者		別紙様式 1 - 1 - 3 のとおり	
調剤に従事する勤務時間数 (週当たり)	要指導医薬品又は一般用医薬品の販売等に従事する勤務時間数 (週当たり)	要指導医薬品又は第一類医薬品の販売等に従事する勤務時間数 (週当たり)	
薬剤師	時間	時間	時間
登録販売者	時間	時間	時間
総和	7) 時間	8) 時間	9) 時間

### 3 体制省令への適合状況 ※ 体制省令：薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令

調剤に従事する薬剤師の勤務時間数	【 7 )	】	≥	【 ( 1 )	】	薬局の開店時間
要指導医薬品又は一般用医薬品販売に従事する専門家の勤務時間数	【 8 )	】	=	【	】	≥ 【 2 )
情報提供設備の数	【 6 )	】				要指導医薬品又は一般用医薬品を販売する開店時間
要指導医薬品又は第一類医薬品販売に従事する薬剤師の勤務時間数	【 9 )	】	=	【	】	≥ 【 3 )
情報提供設備の数	【 6 )	】				要指導医薬品又は第一類医薬品を販売する開店時間

### 4 薬局開設者が講じなければならない措置 ※ □にレ点をつけること。

営業時間又は営業時間外で相談を受ける時間内における相談があった場合の情報提供又は指導を行うための体制の整備	□
調剤の業務に係る医療の安全を確保するための指針の策定	□
調剤された薬剤に関する情報提供及び指導その他の調剤の業務に係る適正な管理を確保するための指針の策定	□
調剤された薬剤以外の情報提供及び指導その他の医薬品の販売又は授与の業務に係る適正な管理を確保するための指針の策定	□
従事者に対する研修の実施体制 (特定販売を行う薬局にあつては、特定販売に関する研修を含む。)	□
医薬品の安全使用のための責任者の設置	□
従事者から薬局開設者への事故報告の体制の整備	□
医薬品の安全使用並びに調剤された薬剤及び医薬品の情報提供のための業務に関する手順書の作成	□
医薬品の安全使用並びに調剤された薬剤及び医薬品の情報提供及び指導のために必要となる情報の収集その他調剤の業務に係る医療の安全及び適正な管理並びに医薬品の販売又は授与の業務に係る適正な管理の確保を目的とした改善のための方策の実施	□

5 通常の薬剤師及び登録販売者の勤務体制

時間	0	3	6	9	12	15	18	21	24	計
月	開店時間／									時間
	特定販売時間									時間
	医薬品販売時間									時間
	要指導/第1類									時間
	薬剤師									時間
	登録販売者									時間
火	開店時間／									時間
	特定販売時間									時間
	医薬品販売時間									時間
	要指導/第1類									時間
	薬剤師									時間
	登録販売者									時間
水	開店時間／									時間
	特定販売時間									時間
	医薬品販売時間									時間
	要指導/第1類									時間
	薬剤師									時間
	登録販売者									時間
木	開店時間／									時間
	特定販売時間									時間
	医薬品販売時間									時間
	要指導/第1類									時間
	薬剤師									時間
	登録販売者									時間
金	開店時間／									時間
	特定販売時間									時間
	医薬品販売時間									時間
	要指導/第1類									時間
	薬剤師									時間
	登録販売者									時間
土	開店時間／									時間
	特定販売時間									時間
	医薬品販売時間									時間
	要指導/第1類									時間
	薬剤師									時間
	登録販売者									時間
日	開店時間／									時間
	特定販売時間									時間
	医薬品販売時間									時間
	要指導/第1類									時間
	薬剤師									時間
	登録販売者									時間

(参考)

祝日	開店時間／									時間
	特定販売時間									時間
	医薬品販売時間									時間
	要指導/第1類									時間
	薬剤師									時間
	登録販売者									時間

※1 開店時間等及び薬剤師・登録販売者の勤務時間について、塗りつぶすか線を引いて、何時から何時まで営業・勤務しているか分かるように記載すること。

※2 通常の薬剤師及び登録販売者の勤務体制について代わる書類がある場合は、その書類を添付することで本書類の添付は省略可能であること。

薬局の薬剤師及び登録販売者の一覧表

薬局の 管理者	氏名			
	住所			
	週当たり勤務時間数			
	薬剤師名簿登録番号		薬剤師名簿 登録年月日	
その他の薬剤 師又は 登録販 売者	氏名			
	住所			
	週当たり勤務時間数			
	種別	薬剤師・登録販売者		
	薬剤師名簿登録番号 又は販売従事登録番号		薬剤師名簿登録年月日 又は販売従事登録年月日	
その他の薬剤 師又は 登録販 売者	氏名			
	住所			
	週当たり勤務時間数			
	種別	薬剤師・登録販売者		
	薬剤師名簿登録番号 又は販売従事登録番号		薬剤師名簿登録年月日 又は販売従事登録年月日	
その他の薬剤 師又は 登録販 売者	氏名			
	住所			
	週当たり勤務時間数			
	種別	薬剤師・登録販売者		
	薬剤師名簿登録番号 又は販売従事登録番号		薬剤師名簿登録年月日 又は販売従事登録年月日	
その他の薬剤 師又は 登録販 売者	氏名			
	住所			
	週当たり勤務時間数			
	種別	薬剤師・登録販売者		
	薬剤師名簿登録番号 又は販売従事登録番号		薬剤師名簿登録年月日 又は販売従事登録年月日	
その他の薬剤 師又は 登録販 売者	氏名			
	住所			
	週当たり勤務時間数			
	種別	薬剤師・登録販売者		
	薬剤師名簿登録番号 又は販売従事登録番号		薬剤師名簿登録年月日 又は販売従事登録年月日	
その他の薬剤 師又は 登録販 売者	氏名			
	住所			
	週当たり勤務時間数			
	種別	薬剤師・登録販売者		
	薬剤師名簿登録番号 又は販売従事登録番号		薬剤師名簿登録年月日 又は販売従事登録年月日	

## 薬局の業務の概要

一日平均取扱処方箋数		
医薬品の販売業その他の業務を併せ行う場合はその業務の種類		卸売販売業・配置販売業・高度管理医療機器等販売・貸与業 管理医療機器販売・貸与業・薬局医薬品製造販売・製造業 毒物劇物販売業・医薬部外品販売業・化粧品販売業 麻薬小売業・覚醒剤原料取扱者・( )
医薬品の販売業を併せ行う場合	薬局において販売・授与する医薬品の区分	薬局医薬品(薬局製造販売医薬品を除く)・薬局製造販売医薬品 要指導医薬品・第1類医薬品・指定第2類医薬品 第2類医薬品・第3類医薬品
	使用する通信手段	
	医薬品の区分	薬局製造販売医薬品・第1類医薬品 指定第2類医薬品・第2類医薬品・第3類医薬品
	特定販売を行う時間	
	営業時間のうち特定販売のみを行う時間	
	広告に薬局の名称と異なる名称を表示する場合はその名称	薬局の名称と同じ・薬局の名称と異なる(名称: )
	インターネットを利用して広告するときは主たるホームページアドレス	
	インターネットを利用して広告するときは主たるホームページの構成の概要	別紙のとおり
	都道府県知事又は厚生労働大臣が特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備の概要	デジタルカメラ・電話機及び電話回線・パソコン及びインターネット回線
備考		

(記入上の注意)

1. 一日平均取扱処方箋枚数を推定により記載すること。
2. 医薬品の販売業その他の業務を併せ行う場合は、その種類を○で囲むこと。その他の場合、( )内にその種類を記載すること。
3. 薬局において販売・授与する医薬品の区分欄は該当するものを○で囲むこと。
4. 特定販売を行う場合の使用する通信手段欄は該当するものを○で囲むこと。その他の場合、( )内にその通信手段を記載すること。
5. 特定販売を行う場合の医薬品の区分欄は該当するものを○で囲むこと。
6. 特定販売を行う場合の広告に薬局の名称と異なる名称を表示する場合はその名称欄は該当するものを○で囲むこと。薬局の名称と異なる場合は、( )内にその名称を記載すること。
7. インターネットを利用して広告するときは主たるホームページアドレスの欄は、その薬局が販売・授与しようとする一般用医薬品を広告しているホームページのうち、一般用医薬品を購入しようとする者等が通常最初に閲覧するホームページアドレスを記載すること。なお、当該ホームページの閲覧に必要なパスワード等がある場合には、併せてそのパスワード等も記載すること。一つの薬局が複数のホームページを開設している場合には、それらのすべての主たるホームページアドレスを記載すること。ただし、それら全てのホームページへのリンクをまとめたホームページを開設している場合は、そのホームページアドレスを記入することで差し支えないこと。
8. インターネットを利用して広告するときは主たるホームページの構成の概要欄には、ホームページでの医薬品の表示内容や表示すべき事項の表示の状況等が分かるようなホームページのイメージ等の書類を添付すること。
9. 都道府県知事又は厚生労働大臣が特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備の概要欄は、該当するものを○で囲むこと。なお、営業時間のうち特定販売のみを行う時間がある場合に限る。

## 使用関係証明書

年 月 日

使用者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

被使用者 住 所

氏 名

私どもは、下記の条件のもとに使用関係にあることを証明します。

### 記

- 1 業 務 管理薬剤師、店舗管理者、区域管理者、医薬品営業所管理者  
高度管理医療機器等販売・貸与業営業所管理者、  
再生医療等製品販売業営業所管理者、毒物劇物取扱責任者

- 2 勤務する店舗・営業所

名 称

所在地

- 3 上記店舗・営業所の勤務始期

年 月 日から

- 4 勤務時間

AM・PM : ~AM・PM : (適用日 )

AM・PM : ~AM・PM : (適用日 )

AM・PM : ~AM・PM : (適用日 )

休憩時間( )分

- 5 店舗の営業時間

AM・PM : ~AM・PM : ( )曜日~( )曜日

AM・PM : ~AM・PM : ( )曜日~( )曜日

AM・PM : ~AM・PM : ( )曜日~( )曜日

(休業日 )

- 6 休日・休暇

定例日 :毎週 曜日、国民の祝日、その他( )

非定例日:週・月当たり 日、その他( )

年次有給休暇 日、その他の休暇( )

- 7 給 料

( )円(年額・月額・日額・時給)



## 使用関係証明書

年 月 日

使用者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

被使用者 住 所  
氏 名

私どもは、下記の条件のもとに使用関係にあることを証明します。

### 記

- 業 務 その他の薬剤師・登録販売者( 常勤 ・ 非常勤 )
- 勤務する店舗・営業所  
名 称  
所 在 地
- 上記店舗の勤務始期  
年 月 日から
- 勤務時間  
AM・PM : ~AM・PM : (適用日 )  
AM・PM : ~AM・PM : (適用日 )  
AM・PM : ~AM・PM : (適用日 )  
休憩時間( )分
- 店舗・営業所の営業時間  
AM・PM : ~AM・PM : ( )曜日~( )曜日  
AM・PM : ~AM・PM : ( )曜日~( )曜日  
AM・PM : ~AM・PM : ( )曜日~( )曜日  
(休業日 )
- 休日・休暇  
定例日 :毎週 曜日、国民の祝日、その他( )  
非定例日:週・月当たり 日、その他( )  
年次有給休暇 日、その他の休暇( )
- 給 料  
( )円(年額・月額・日額・時給)
- 兼務する店舗・営業所名称

別 記

名 称	個 数		名 称	個 数	
	薬 局	薬局医薬 品 製 造		薬 局	薬局医薬 品 製 造
液量器	イ		ふるい器	リ	
温度計 100℃	ロ		ブンゼンバーナー(又はアルコールランプ)		チ
顕微鏡(倍率100倍以上)、ルーペ(10倍以上)又は粉末X線回折装置		イ	へ ら (金属製)	ヌ-1	
試験検査台		ロ	へ ら (角 製)	ヌ-2	
水 浴	ハ		崩壊度試験器		リ
調 剤 台	ニ		メスピペット	ル-1	
デシケーター		ハ	ピペット台	ル-2	
軟 膏 板	ホ		メスフラスコ又はメスシリンダー	ヲ	
乳 鉢 (散剤用) 乳 鉢	ヘ		薬 匙 (金属製)	ワ-1	
は か り (感量 1 mg)		ニ	薬 匙 (角製)	ワ-2	
〃 (感量10mg)	ト-1		融点測定器		ヌ
			ロ ー ト	カ-1	
〃 (感量100mg)	ト-2		〃 台	カ-2	
薄層クロマトグラフ装置		ホ	調剤に必要な書籍	ヨ あり・なし	
比重計又は振動式密度計		ヘ	試験検査に必要な書籍		ル あり・なし
ビーカー	チ		調剤に必要な書籍 ( )		
pH 計		ト	薬局医薬品製造業に必要な書籍 ( )		

※ 薬局医薬品製造業については、調剤台を試験検査台として用いる場合であって、試験検査及び調剤の双方に支障がないと認められるとき、ニ、ホ、ト及びリに掲げる設備及び器具については、厚生労働大臣の指定した試験検査機関を利用して、自己の責任において試験検査を行う場合であって、支障がなく、かつ、やむを得ないと認められるときは、この限りでない。

※ 感量10mgと100mgのはかりについて、兼用できる場合はその旨、明記すること。